

注意事項及び免責事項

一般社団法人日本国際メディカルサポート（以下、「当社」といいます。）が

_____（以下、「患者様」といいます。）に対して行う

医療コーディネートサービス（以下、「本サービス」といいます。）に関して、以下の事項をお読み頂き、記載内容をご承諾される場合には□に✓をご記入の上、署名欄にご署名下さい。

第1 共通

- 1 当社は患者様等に対して、本サービスの一環として、受入先医療機関、通訳等をご紹介しますが、受入先医療機関、通訳等との契約は、患者様自身のご判断に基づき、患者様が直接行うものとし、当社は紹介につき責任を負いません。
- 2 本サービスは、患者様や医療機関から提供された情報が十分かつ正確であることを前提としています。このため、当社、医療機関等から要求された情報については、過不足なく正確に提供して下さい。提供された情報が不足し又は不正確である場合には、治療方針が定まらないこと、当初の想定と違った治療を行わざるを得ないことがあります。また、本サービスの全部又は一部の中止、当社と患者様との契約（以下、「本契約」といいます。）の解除等を行うことがあります。
- 3 治療、検査又はセカンド・オピニオンの取得を主たる目的として本サービスを利用し、これ以外の目的では来日しないで下さい。これに違反した場合、本契約を解除し、本サービスを中止するほか、当社所定の罰金をお支払い頂きます。
- 4 来日後の治療、検査等により新たな病気・症状が判明した場合には、受入先医療機関での治療等の対応を中止することや、追加費用が生じることがあります。また、追加費用をお支払い頂けない場合には、本サービスの全部又は一部の中止、本契約の解除等を行うほか、受入先医療機関等において治療等が中止されることがあります。
- 5 医療機関、交通機関、宿泊先等の状況により、本サービスの提供までに一定の時間を要する場合があります。当社は、これらを理由に患者様の容態が悪化し又は患者様が死亡したとしても、一切責任を負いません。
- 6 本サービスを利用するにあたり、患者様において、海外旅行保険その他の保険にご加入下さい。
- 7 別途お渡しする「入院案内」を遵守して下さい。特に、受入先医療機関、交通機関、宿泊先、通訳等に対する迷惑行為はおやめ下さい。場合によっては、本サービスの全部又は一部の中止、本契約の解除等を行うほか、受入先医療機関等において治療等が中止されることがあります。
- 8 自然災害、政府機関の行為、法律・規則・命令等の変更、その他の不可抗力事由が発生した場合、本サービスの全部又は一部が提供されず、また、受入先医療機関において治療等が行われないことがあります。
- 9 本サービスの内容、診断・治療結果等にご満足頂けない場合であっても、サービス料、治療費等の全額をお支払い頂きます。

第2 医療機関の紹介・受入交渉・受入準備

- 1 当社、医療機関等の指示に従い、検査を行って下さい。
- 2 当社に本サービスを申込まれる前に、患者様又はその関係者が日本の医療機関にご連絡等された場合、その医療機関、担当医師等をご教示下さい。また、本サービスの申込み後、患者様又はその関係者が日本国内の医療機関にご連絡される必要がある場合、当社を通じて、又は、当社の事前の承諾を得て連絡して下さい。
- 3 当社は、検査、受診又は治療可能な医療機関を紹介することを保証するものではなく、受入先医療機関が見つからない場合もあります。
- 4 医療機関との調整に時間がかかることがあります。当社は、医療機関との調整が遅れたことにより、患者様の容態が悪化し又は患者様が死亡したとしても、一切責任を負いません。
- 5 受入先医療機関が後日受入を撤回する場合もあり得ます。受入先医療機関が患者様の責に帰すべき事由により受入を撤回した場合、当社は、患者様に再度受入先医療機関をご紹介する義務を負いません。
- 6 患者様は、当社に対して、事前に来日を希望される治療目的を明らかにしていただく必要があります。受入先医療機関によっては、患者様が事前に明示された治療等以外の治療目的又は方法では治療を行わないことがあります、また、これ以外の治療目的又は方法で治療を行う場合には、別途費用が発生することがあります。
- 7 当社及び受入先医療機関は、患者様の症状が改善又は治癒することを保証するものではありません。
- 8 受入先医療機関の医師の指示に従って下さい。医師の指示に従わない場合、治療内容が制限される場合があります。
- 9 当社は、医療過誤、院内感染等については一切の責任を負いません。
- 10 出国後、受入先医療機関又は受入先医療機関が指定する医師の指示に従って下さい。

第3 医療滞在ビザ等の申請支援

- 1 患者様から医療滞在ビザ等の申請支援をご依頼いただいたとしても、当社の審査結果によっては、医療滞在ビザ等の申請支援をお引受けできない場合があります。
- 2 医療滞在ビザ等の申請手続は、患者様ご自身の責任で、患者様が行って下さい。
- 3 医療滞在ビザ等の発給に時間がかかることがあります。当社は、医療滞在ビザ等の発給が遅れたことにより、患者様の容態が悪化し又は患者様が死亡したとしても、一切責任を負いません。
- 4 医療滞在ビザ等の有効期間中にのみ日本国内に滞在し、オーバーステイをしないで下さい。これに違反した場合、又は患者様がオーバーステイ目的であることが判明した場合、本契約を解除し、本サービスを中止するほか、当社所定の罰金をお支払い頂きます。

第4 医療通訳の紹介

- 1 当社は、通訳者を紹介するのみであり、通訳に関する契約は患者様が直接通訳者と締結して下さい。
- 2 当社は、紹介した通訳の正確さを保証するものではなく、誤訳に基づく一切の損害について責任を負いません。

第5 代金の支払

- 1 本契約及び本サービスに関する費用は、前払いとさせていただきます。当社の要求に従い当該費用をお支払い頂けない場合、本契約を解除し、また、本サービスの全部又は一部を中止する場合があります。
- 2 当社は、患者様に払戻しを行う場合、患者様が当社に対して前払いを行った入金手段に合わせて払戻しを行います。

上記第1から第5を読み、全て異議なく承諾しました。

委託者 住 所

氏 名